

内部通報に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「この法人」という。）の業務に関し、法令若しくは定款及び各種内部規程に違反する行為、又はそれらに違反すると疑われる行為（以下「法令・定款等違反行為」という。）が生じた場合における内部通報及び相談（以下「内部通報等」という。）に適切に対応する体制を定めることにより、公益通報者保護法（以下「法」という。）の趣旨に則り、法令・定款等違反行為の早期発見・是正を図り、内部通報者を保護し、もってこの法人の健全な運営に資することを目的とする。

(コンプライアンスの確保に係る責務)

第2条 この法人は、日頃から高いコンプライアンス意識を持った法人運営の下で公益目的事業等の各種活動を行うとともに、コンプライアンスの確保の重要性について啓発に努め、必要な研修等の教育を実施するとともに、法令・定款等違反行為の早期発見のために内部通報等に係る体制を整備し、その利用に係る周知を行う。

(コンプライアンス委員会)

第3条 内部通報等を受け付け、調査し、是正に必要な措置を取る業務（以下「内部通報対応業務」という。）を担当する独立した機関として、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 内部通報等を受け付けるため、委員会に内部通報窓口を設置し、内部通報窓口を通じた内部通報対応業務の責任者は委員会の委員長とする。

3 委員会の委員は、顧問、参与、監事、その他有識者とする。ただし、その他有識者は1名以上とし、三役会で選任し、理事会に報告するものとする。

4 委員会の委員長及び副委員長は、互選により選出する。

5 委員会は、次に掲げる事項を行い、その内容を理事会に報告する。

(1) 内部通報窓口における内部通報等の受付

(2) 内部通報等の事案に関する調査

(3) 法令・定款等違反行為に係る理事会への報告又は当該行為の停止措置

(4) 不利益な取扱いに関するフォローアップ

(5) その他コンプライアンスの確保に必要な事項

6 委員会の委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

7 委員長は、事案の性質により、事案ごとに委員を追加することができる。

(外部窓口)

第4条 第6条第2項に規定する内部通報者がより安心して通報できる環境を整備するため、顧問弁護士等を窓口とする外部通報窓口を設置することができる。

(従事者の指定)

第5条 委員長は、事案ごとに、委員会の委員及び必要最小限の職員等（就業規則第2条に定める職員及びパートタイム労働者等就業規則第2条に定めるパートタイム・有期雇用労働者をいう。以下同じ。）を内部通報対応業務の従事者として指定する。

2 前項の指定にあたっては、内部通報対応業務の内容及び従事者の義務の内容に従事者となる者に説明し、業務に対する理解を図る。

(内部通報窓口の受付の対象)

第6条 内部通報窓口において受付の対象とする内部通報等の内容は、法令・定款等違反行為とする。

2 内部通報窓口で内部通報等を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「内部通報者」という。）とする。

(1) 役員（理事・監事）

(2) 地方協議会代表者

(3) 賛助会員（個人）

(4) 特別会員

(5) 顧問

(6) 相談役

(7) 参与

(8) 職員等

(9) この法人との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う取引先の事業者の役員、労働者及び派遣労働者（当該事業者がフリーランス（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に定める「特定受託業務従事者」をいう。）の場合を含む。）

(10) 前九号のいずれかに該当する者であった者のうち、退職・退任・退会等の後1年以内の者

3 内部通報窓口は、この法人における内部通報等の制度に関する質問や、内部通報等に関連する不利益な取扱いに関する申出に対しても対応する。

(内部通報等の方法)

第7条 内部通報者が内部通報窓口に対して行う内部通報等の方法は、電子メール、書面又は面談の方法を基本とする。ただし、当該方法以外の方法により内部通報等が行われた場合であって、実質的に内部通報窓口へ内部通報等を行ったとみなすことができるものに

については、内部通報窓口において受け付けるものとする。

2 内部通報窓口は、匿名により行われた内部通報等も受け付ける。

(内部通報等の受付)

第8条 内部通報窓口において内部通報等を受け付けた場合、委員会は、内部通報者の連絡先がわからない場合又は通知を希望しない場合を除いて、内部通報者に対して、通報を受け付けた旨を速やかに通知する。

(調 査)

第9条 委員会は、内部通報等を受け付けた場合において、調査の必要性を検討し、調査を実施するときはその旨を、調査を実施しないときはその旨及び調査をしない理由を内部通報等を受け付けた日から20日以内に内部通報者に通知する。

2 前項において調査を実施する場合、委員会は、公正かつ公平に調査を行わなければならない。

3 調査の対象となった者は、誠実に調査に協力し、虚偽の申述を行うなど調査を妨害してはならない。

(是正措置・再発防止策等)

第10条 前条の調査の結果、法令・定款等違反行為が明らかになった場合、委員会は、法令・定款等違反行為の停止、行為者への必要な措置及び再発防止策にかかる意見具申を付して理事会に報告する。ただし、速やかに当該法令・定款等違反行為の停止が必要な場合は、理事会への報告の前に、監事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第103条に基づき又は準じて当該行為を停止する。

2 理事会は、前項の意見具申の内容を検討し、必要な是正措置を講じるとともに、再発防止策を策定する。

3 委員会は、前項の是正措置及び再発防止策が行われた後、適切な期間を設定した上で、当該期間経過後に、当該是正措置及び再発防止策が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置又は再発防止策等を講じるための手続きを取る。

4 委員会は、内部通報者の連絡先がわからない場合又は通知を希望しない場合を除いて、内部通報者に対し、内部通報等に係る法令・定款等違反行為の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該法令・定款等違反行為がないときはその旨を、被通報者及び調査協力者を含む利害関係人の秘密、借用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知する。

(利益相反関係の排除)

第 11 条 内部通報受付窓口において受け付けた内部通報等について、当該事案に係る者は、その調査や法令・定款等違反行為の是正措置等の検討に関与することができない。

2 この規程の適用を受ける者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、前項の「内部通報等に係る事案に係る者」に該当する。

- (1) 法令・定款等違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者（当該内部通報等の対象者に限られるものではない。）
- (2) 内部通報者又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 前二号のほか、公正な対象事案の調査や法等違反行為の是正措置等の検討の実施を阻害し得る者

（不利益な取扱いからの保護）

第 12 条 この法人は、内部通報者又は調査協力者に対して、これらの者に、法第 2 条第 1 項に規定する「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」がある場合を除いて、内部通報等をしたこと又は内部通報等に関する調査に協力したことを理由として、解雇、降格、減給及び嫌がらせ等の不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、この法人は、行政機関又は報道機関等への通報を行った者に対して、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（不利益な取扱いに係るフォローアップ）

第 13 条 委員会は、内部通報窓口への内部通報等について第 10 条第 4 項の通知を行ったときから 60 日を経過後、速やかに、内部通報者の連絡先が分からない場合を除いて、当該内部通報者に連絡をし、不利益な取扱いを受けていないか否かを確認しなければならない。

2 委員会は、前条第 1 項若しくは第 2 項の不利益な取扱いを受けている旨の通報があった場合、又は前項の確認の結果、当該者から不利益な取扱いを受けている旨の報告があった場合には、当該報告を新たな内部通報等として、第 7 条の規定に従い受け付けるものとする。

（秘密保持義務）

第 14 条 委員会は、内部通報対応業務に当たり、内部通報者を特定させる情報その他の内部通報等に係る情報を、必要最小限の範囲を超えて他者に共有してはならない。

2 委員会は、内部通報対応業務に当たり、調査協力者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他者に共有してはならない。

3 第 9 条の調査に関与した者は、当該調査の対象となる事実に関する情報を、特段の事情がない限り他者に共有してはならない。

4 前三項に定めるもののほか、内部通報案件に関与した者は、本規程に定める場合のほか、

法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

(通報妨害の禁止等)

第 15 条 この法人は、第 6 条第 2 項各号に掲げる者に対して、正当な理由がなく、内部通報をしない旨の合意をすることを求めること、内部通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、内部通報を妨げてはならない。

2 前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。

(通報者探索の禁止)

第 16 条 この法人は、内部通報窓口への内部通報者を特定しようとしてはならない。

(行為に関与した者に対する措置等)

第 17 条 第 12 条又は前三条の規定に違反する行為があったことが明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、適切な措置をとる。

(記 録)

第 18 条 委員会は、内部通報窓口において受け付けた内部通報等への対応に関する記録を作成し、対応終了後 5 年間保管する。

2 前項の規定により保管した記録は、委員会の委員のみが閲覧可能な状態に置かなければならない。

(改 廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 4 日から施行する。